The Rotary Foundation

地区補助金ガイドブック

Rotary International
District 2500
国際ロータリー第2500地区

2018年 作成
第 1 版

目　次

Ｐ２　　１．補助金の種類

２．地区補助金の概要

３．シェアシステムで配分される補助金のイメージ

Ｐ３　　４．クラブの参加資格【必須条件】

ⓐクラブから１名以上の補助金管理セミナーへの出席
ⓑクラブが地区に対して覚書（ＭＯＵ）へご署名

５．事業計画にあたって

ⅰ）補助金のタイプを決定する

Ｐ４　　補助金モデルのフローチャート

Ｐ５　　ⅱ）補助金の目的を決定する
ⅲ）補助金申請の制約

Ｐ６　　制約事項

Ｐ７　　利害の対立、衝突

６．地区補助金の配分率

Ｐ８　　７．申請・実施・完了までのスケジュール

Ｐ９　　８．その他

巻末　　2500地区　クラブの参加資格認定：覚書（ＭＯＵ）2019-2020年度 実施用

ロータリー財団 地区補助金申請書 2019-2020年度 実施用

地区補助金 振込指定口座 通知書 2019-2020年度 実施用

2500地区 個別プロジェクト報告書 2019-2020年度 実施用

1．補助金の種類

ロータリー財団は、「世界で良いことをしよう」というスローガンを掲げ、ロータリアンみなさんの、地域や世界でその活動を支える補助金を授与しています。それが、

地区補助金と**グローバル補助金**です。

ここでは、**地区補助金**に限定してご説明していきます。

2．地区補助金の概要

地区補助金は、

財団の使命・・・ロータリアンが
→ 健康状態を改善し、
→ 教育への支援を高め、
→ 貧困を救済することを通じて、
→ 世界理解、
→ 親善、
→ 平和
などを達成できるようにすること

これらと一致する（奨学金／奉仕プロジェクト／職業研修）に充てられるために地区へ一括で支給されます。

3．シェアシステムで配分される補助金のイメージ

ロータリアンやその他の支援者から寄せられた寄付を補助金やプログラムのために活用するシステム･･･それがシェアシステムです。

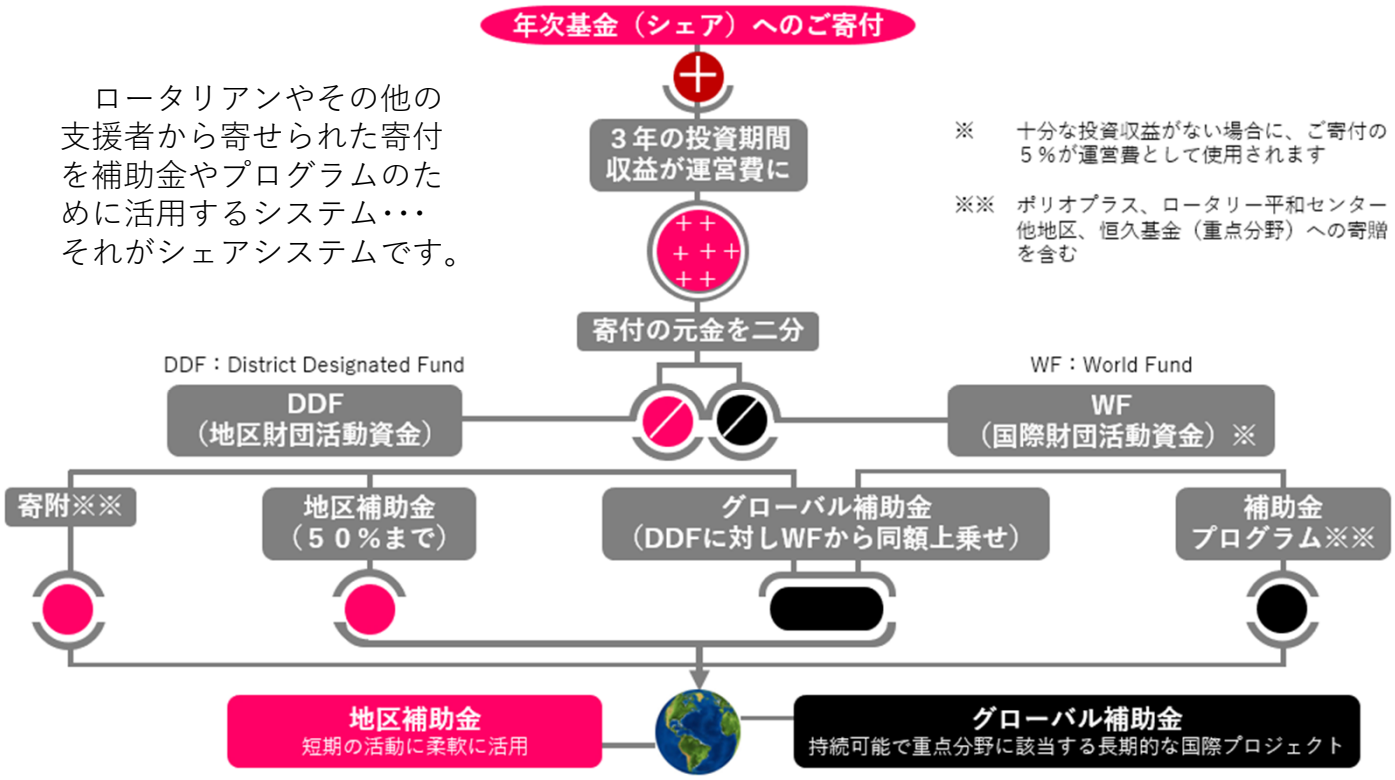

※　十分な投資収益がない場合に、ご寄付の５％が運営費として使用されます

※※　ポリオプラス、ロータリー平和センター他地区、恒久基金（重点分野）への寄贈を含む

クラブまたは地区において「世のため、人のため」に**地区補助金**を利用した事業の実施を検討される場合は、まず次の点の把握をお願い致します。なお、以降「＄」はアメリカドルをさします。

4．クラブの参加資格【必須条件】

地区補助金申請の参加資格を得るため、地区はロータリー財団に対して覚書（ＭＯＵ）に署名することとなっています。また、**地区補助金**は使途決定・管理・配分は地区が行なうとされているため、**クラブは地区が定める申請要件に準じて頂く必要があります**。なお、次の項目は**申請クラブに求められる必須条件**になります。

ⓐクラブから１名以上の補助金管理セミナーへの出席

ｎ年度に**地区補助金**を利用した事業を実施される場合は、ｎ－１年度の１１月に地区が開催する補助金管理セミナーへ、クラブから必ず１名以上の出席が必要となります。

※開催日時および場所は年度ごとに案内されます。

※２５００地区における補助金管理セミナーの開催時期は１１月下旬とさせていただいております。同月中旬に東京や大阪などの都市で全国の財団セミナーが開催され、ここで最新情報が伝達されますので、その情報を得てから地区の財団セミナーを開催することが好ましいという事由から日程が調整されています。

Ⓑクラブが地区に対して覚書（ＭＯＵ）へご署名

地区補助金を利用した事業を実施いただくためには、条件・規定・制約・ガイドライン・義務などを正しく理解し、これらを遵守しながら遂行することをお約束いただく内容となっているものです。

このＭＯＵには、次の両名のご署名が必要です。

・ｎ　　年度の会長　のご署名
・ｎ＋１年度の会長　のご署名

5．事業計画にあたって

ｉ）補助金のタイプを決定する

地区補助金事業と**グローバル補助金**事業とを選択する上で考慮すべき点に「**６つの重点分野**」との兼ね合いがあります。次項のフローチャートを参考にしてください。

補助金モデルのフローチャート

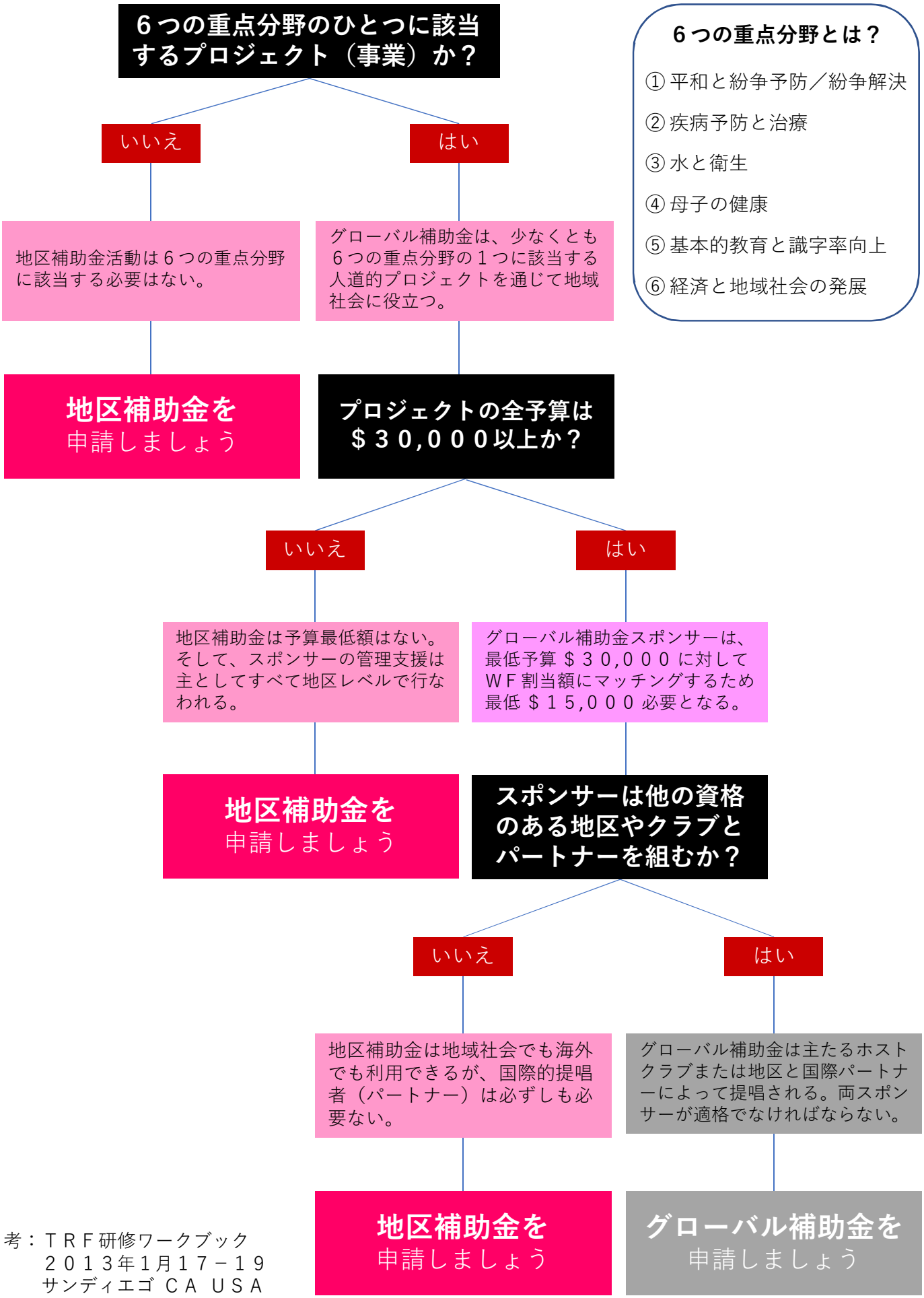

参　考：ＴＲＦ研修ワークブック
２０１３年１月１７－１９
サンディエゴ ＣＡ ＵＳＡ

ii）補助金の目的を決定する

Ｐ２の**２．地区補助金の概要**にある、**ロータリー財団の使命に一致する事業**を検討しましょう。なお、次の事項は基本ガイドラインであって、詳細はあくまでも地区が基準を設けることになっています。

●奨学金

レベル（高校、大学、大学院）、支給期間、専攻分野、授与額、就学地（国内・海外）に関する制約はありません。ロータリー財団は奨学金事業の中身については干渉しないため、「地区とクラブ」「クラブと奨学生」の綿密な連携が必要です。

また、地区は奨学生から地区への報告要件を定め、＄７５以上の支出に関しては領収書を保管する義務を奨学生に説明する必要があります。

●奉仕プロジェクト

主に、地元（地域社会）や海外のプロジェクトなどに使用できます。

●職業研修

地元で職業研修ニーズに取り組んだり、海外で指導を行なったり研修を受けたりする職業研修チーム（VTT : Vocational Training Team） のために使用できます。参加資格などについては、地区が補助金委員会と協力して決定し、実施していきます。

iii）補助金申請の制約

せっかく実施する事業を計画していただくにも関らず、**地区補助金**を利用できないと定められているものがありますので、注意が必要です。

補助金は、

・いかなるグループも不当に差別すること
・特定の政治的・宗教的見解をすること
・完全に宗教を目的とした催し物を支援すること
・妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援すること
・武器や弾薬の購入資金に充てること
・ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付とすること

これらはできません。

２５００地区においては、次の規定も設けています。

・いずれも、継続事業は３年までです。
・継続事業３年満了後、４年目以降での類似事業申請は承認されない場合があります。
・同一クラブや同一分区内等で、３年を超過する、もしくは、数年のうちに３回以上の断続的な類似事業申請は承認されない場合があります。

制約事項

前項の内容に加え、補助金を次の目的に使用することもできません（順不同）。

１．土地や建物の購入。

２．既に経費が発生した活動。

３．受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。

４．特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。

５．＄５００を超える、プロジェクトの標識。

６．広報（プロジェクト実施に不可欠な場合を除く）。

７．募金活動。

８．地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。

９．他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費。

１０．財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。ただし、提唱者が別途要件に従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる。

１１．国境を越えて手ずから行なうワクチンの輸送。

１２．全国予防接種日（ＮＩＤ）に出向くための旅費。

１３．ポリオワクチンのみを含む予防接種。

１４．ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。

※　１の補足：物置は建物に該当しません。物置とは可動式で物品保管に限定され、建物とは原則可動式ではなく人が内部で飲食や休憩が可能なスペースを有するもの、とされます。ただし、更地から新規で建設する場合は制約に該当しない場合があります（学校建築等）。

※　２の補足：クラブが実施予定の事業を地区がロータリー財団へ申請し、承認前にすでにクラブが事業を実施されたていた場合は地区補助金を配分することができません。また、配分後に承認前の事業実施が発覚した場合は配分済の地区補助金を返還いただく可能性があります。

利害の対立、衝突

① ロータリアンやその親族、ロータリアンが関与する企業などの従業員は奨学生や職業研修チーム・メンバーにはなれません。

② ロータリアンが**地区補助金**や**グローバル補助金**の受益者になれません。

（「授与と受託の条件」の受領資格の指針Ⅱ－７より）

特に、上記②はご注意ください。これは例えば、**地区補助金**を利用した事業を申請する際ロータリアンが関与する企業や商店などの名称で見積書を発行（取得）し添付することや、当該事業費の一部または全部がロータリアンの関与する企業や商店に支払われること、これによりロータリアンが受益者となるような事態を禁止するものです。

万一、ロータリー財団からの監査が実施され、これに違反していることが判明した場合は配分された**地区補助金**を返還しなくてはなりませんので、**必ず遵守してください**。

６．地区補助金の配分率

２５００地区での**地区補助金**を利用した事業の申請に関して、内容の承認が得られた場合原則として次のとおり補助金の配分を定めています。なお、補助金を「Ｘ」と仮定します。

Ⓐ物品寄贈のみの事業

① 総事業費の３０％ ≦ Ｘ ≦ ② ３０万円 （①と②いずれか小さい額）

※ロータリーの公共性イメージ向上貢献等により増額されることもあります

Ⓑロータリーの公共性イメージ向上が期待される事業

③ 総事業費の６６％ ≦ Ｘ ≦ ④ ５０万円 （③と④いずれか小さい額）

例えば、総事業費が１０万円の場合

Ⓐなら ３万 円を上限
Ⓑなら ６万６千円を上限

例えば、総事業費が１５０万円の場合

Ⓐなら ３０万円を上限
Ⓑなら ５０万円を上限

Ⓒその他

補助金委員会は、申請限度額に対して

・ ３％までを管理運営費
・２０％までを臨時費

として配分することができます

※　ロータリーの公共性イメージ向上が期待されるもの、とは、その**事業を実施することでロータリーが幅広く周知され、公共性イメージが向上し、地域などに継続的な何らかのメリットが生まれたり生産性が高まることが期待される**ことをさします。対象物や対象事業にロータリーをアピールできるもの、例えば、ロータリーロゴ、クラブ名、四つのテストなど目立つ表示を行なった上で、中・長期的（５年・１０年またはそれ以上）に不特定多数の方がロータリーに関心をもっていただけることを**大いに期待できる**事業とさせていただいております。また、マスコミ等の取材により新聞や報道等で十分に周知でき、**反響が期待できる**ことも含みます。

※　**地区補助金**の配分におけるパーセンテージや金額は、あくまでも双方とも最大値です。ロータリー財団に申請可能な限度額や各クラブからの申請件数増加、また、実施事業の高額化により、前項記載の**原則配分率より下回る可能性があります**。なお、配分させていただく**地区補助金**がご期待に添えない額となってしまった場合でも、申請の取下げは原則としてできず、申請内容の変更につきましてもお受けできません。この点を十分ご理解のうえ申請くださいますようお願い致します。

７．申請・実施・完了までのスケジュール

地区補助金を利用した事業の**実施年度をｎ年度**とします。

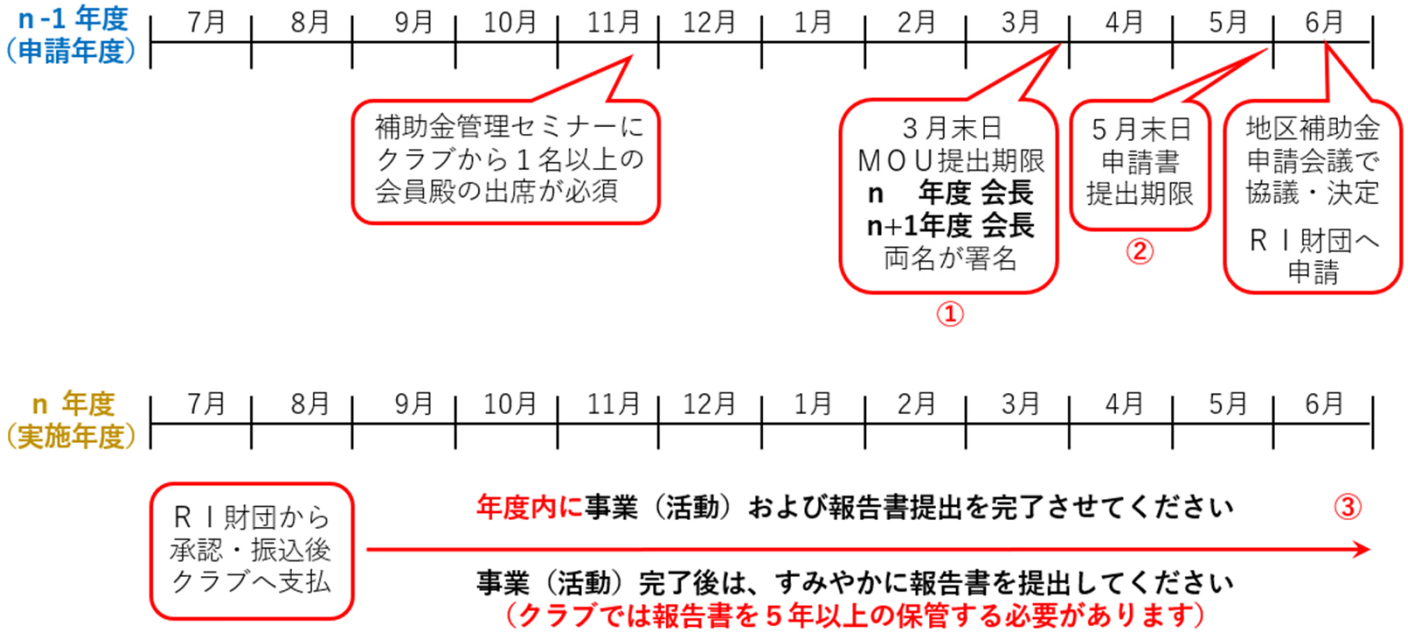

①ＭＯＵの提出先　：クラブ ⇒ ｎ年度ガバナー事務所　（３月末日まで必着）
②申請書の提出先　：クラブ ⇒ ｎ年度ガバナー補　佐 ⇒ ｎ年度ガバナー事務所（５月末日まで必着）
③報告書の提出先　：クラブ ⇒ ｎ年度ガバナー事務所　（完了後、速やかに）

※ＭＯＵ提出期日までにｎ＋１年度のクラブ会長予定者が決定しておられない場合は、ガバナー事務所または地区補助金小委員会までお知らせください

※すべて原本をご提出いただき、クラブではコピーを保管してください

※報告書の提出がｎ＋１年度を跨ぎ相当な日数が経過した場合は、配分済の地区補助金を返還いただく可能性があります

８．その他

・事業申請内容が制約事項に抵触しないよう、計画段階で慎重にご検討ください。

・前項７スケジュールの**地区補助金**申請会議後に事業申請の内容変更や取消はできません。

・**各規定等を遵守されない場合**は、**事業承認の取消**および**配分済み地区補助金の返還**、また**以降５年間（ｎ＋５年度）まで地区補助金を利用した事業申請の参加資格喪失**となることがありますので、十分ご注意ください。

・計画や検討段階または本ガイドブックの掲載内容に合致しない事案など、**ご不明な点がございましたら、地区補助金小委員会までご相談ください**。なお、内容によりましては、回答まで相応のお時間や日数を頂戴する場合があります、ご容赦ください。